



東北都市計画の 変更案の説明会

令和4年10月6日（木）

青森県 県土整備部 都市計画課

東北町 企画課

今回の変更内容について



1. 東北都市計画道路の変更（**青森県**決定）
2. 東北都市計画道路の変更（**東北町**決定）

○県決定と町決定の違い

- ・ 町道のみで構成される都市計画道路
⇒ 町決定
- ・ 一般国道または県道のみで構成される都市計画道路
- ・ 一般国道または県道部分と町道部分の双方で構成される都市計画道路
⇒ 県決定

都市計画道路について



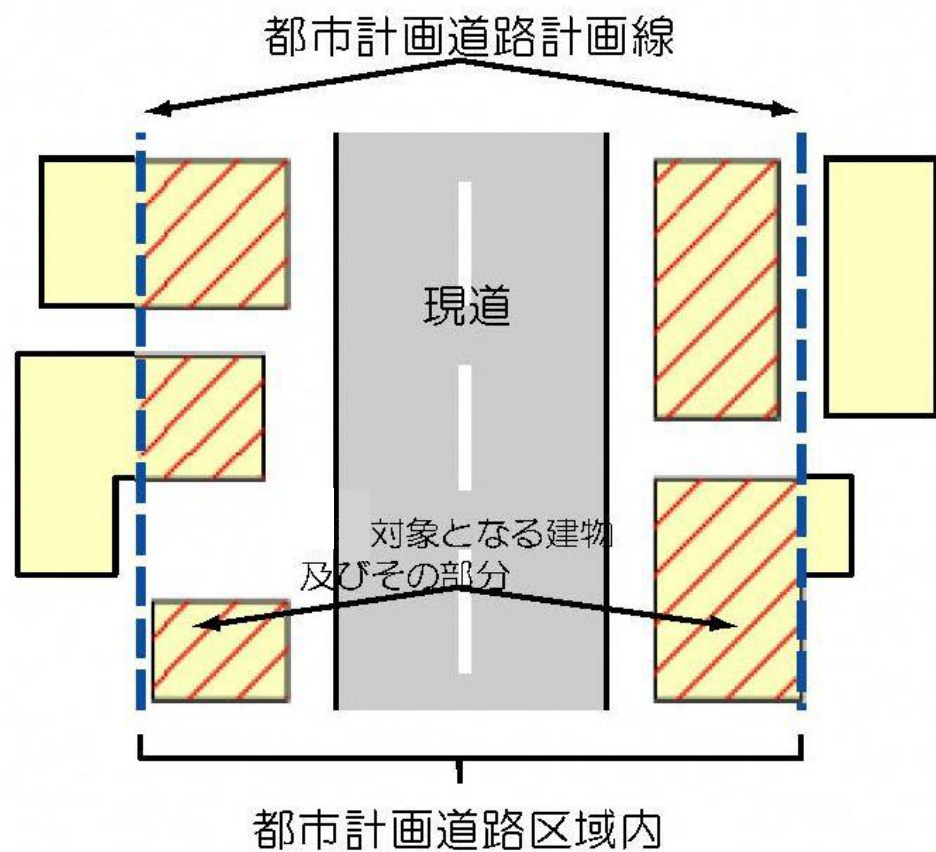
■都市計画道路：

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法にもとづいて決定された道路

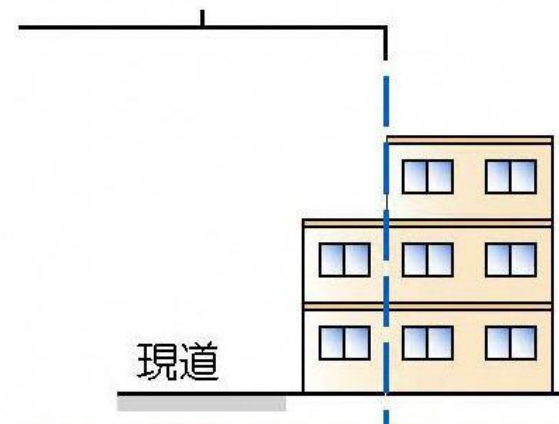
■目的とその効果：

都市に必要な道路の建設を円滑に行うため、事前にルートを示すとともに、道路予定地内において、比較的容易に移転、除去できるもの以外の建築制限を行う。

建築制限のイメージ



都市計画道路区域内



階数が2以下で、かつ
地階を有しないこと
木造等の比較的容易に除去
できるものに限る

都市計画法第53条第1項の規定による建築の許可



○都市計画法第53条第1項の規定による許可申請とは

都市計画施設（おもに都市計画道路等）の区域、計画地内において、建築物を建築しようとするときは、市町村長（東北町長）の許可が必要になります。

○許可の基準

- ・階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ・主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- ・上記の二つの要件を満たし、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるもの。

○許可の流れ

- ・東北町企画課へ申請→東北町長の許可
- ・都市計画施設の区域内に入っているかどうかの確認も東北町企画課で行っています。

都市計画道路を取り巻く環境



1. 県全体で、約124万人（R2国勢調査）の人口が、2035年（R17）には、100万人を下回る推計。
（2割減少）
2. 県内の自動車保有台数は、ピーク時（H29）から減少傾向にある。（R3で約2%の減）
3. 公共事業関係費の傾向
（予算の選択と集中、計画的な維持管理と更新による既存ストックの活用）
4. 本県の都市計画道路のうち、約4割の400km以上が未着手区間となっている（H27末時点）

都市計画道路の見直し



H21：見直し対象路線の検証

H22～H24：見直しに伴う都市計画変更の手続き

H26：第2回見直しのための市町村ヒアリング
→見直し対象路線に大きな違いはなく、
変更の手続きは行われていない。

H30～R2：市町村ヒアリング、交通需要推計調査
の実施。→見直し対象路線の再整理

R3：一部都市計画で見直しに伴う変更の手続き
(むつ、鱒ヶ沢：市町村決定)

見直しのパターン



必要性、代替性、実現性及び将来交通需要推計の結果を踏まえ

1. 継続

2. 変更

計画幅員の変更、計画線形の変更等

3. 廃止

路線の廃止、一部区間の廃止 等

の3パターンに分類

※見直しに当たっては東北町の意向を最大限に尊重

東北都市計画道路の状況



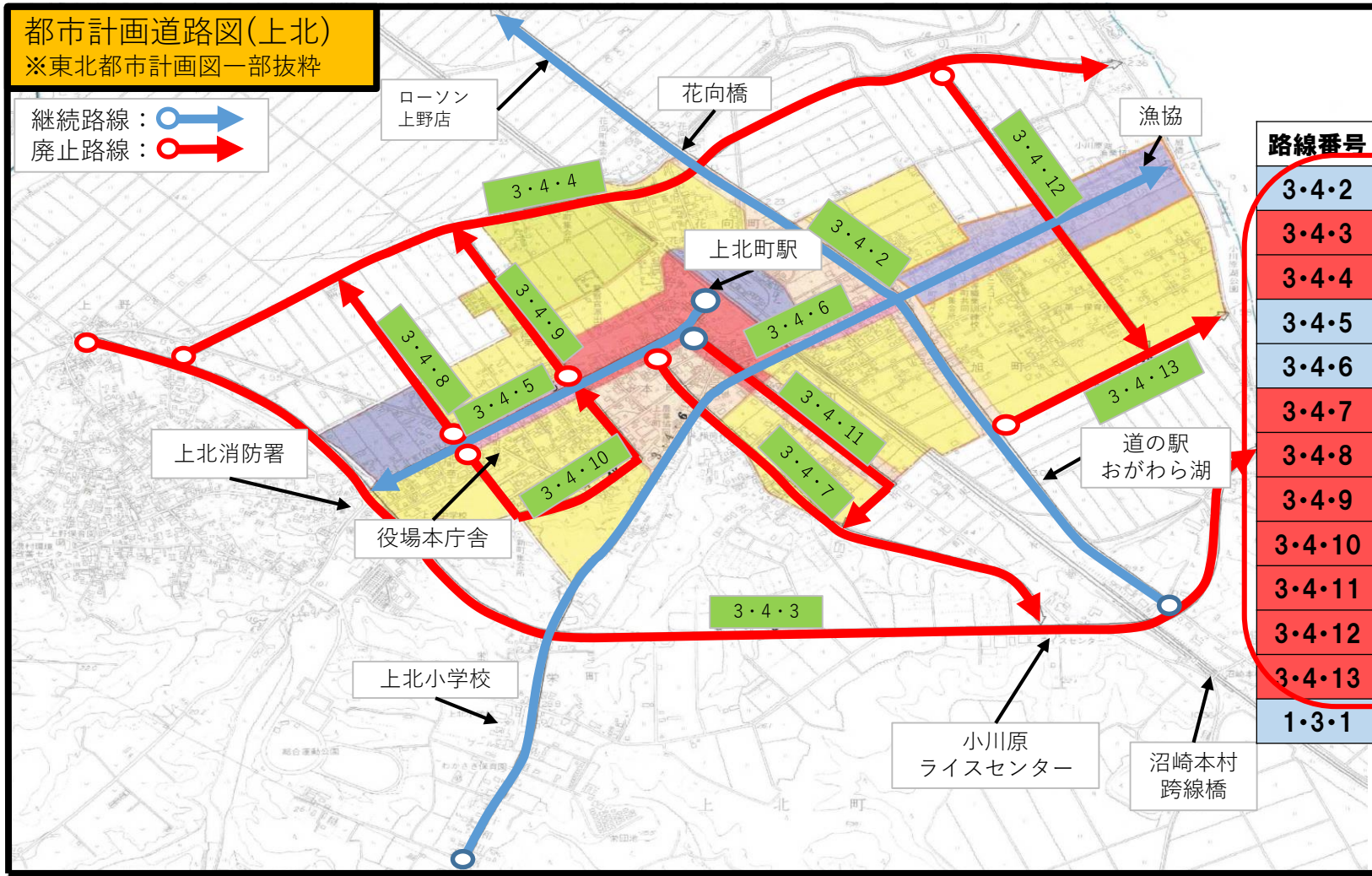
- 22路線（約57km）を都市計画決定している。（改良率は約17%）
- H21の見直し対象路線の検証を行ったが、見直しに伴う都市計画変更はなし。
- 令和2年度に旧東北都市計画と旧上北都市計画が合併し東北都市計画となる。都市計画道路について、旧東北地区は昭和61年、旧上北地区は平成8年にそれぞれ最初の都市計画決定がされて以降、未着手の路線が多数を占めている。
→今回は、見直し路線の再整理に基づき都市計画変更の手続きを行う。
- 今後も、定期的（概ね5年ごと）に見直しを行う。

変更対象路線一覧表



図中番号	地区	路線番号	路線名	幅員	延長	変更内容	決定者
				(m)	(m)		
①	上北	3・4・3	上野小川原湖公園線	19.5	3,900	廃止	町決定
②	上北	3・4・4	上野花切川線	17	2,750	廃止	町決定
③	上北	3・4・7	本町山添線	17	1,420	廃止	町決定
④	上北	3・4・8	新町筏堰線	16	600	廃止	町決定
⑤	上北	3・4・9	本町三番谷地線	16	570	廃止	町決定
⑥	上北	3・4・10	新町線	16	930	廃止	町決定
⑦	上北	3・4・11	南町中央線	16	930	廃止	県決定
⑧	上北	3・4・12	花切川旭町線	16	1,070	廃止	町決定
⑨	上北	3・4・13	小川原湖公園線	16	720	廃止	町決定
⑩	東北	3・5・1	塔ノ沢山線	12	1,250	廃止	町決定
⑪	東北	3・5・3	内蛭沢道ノ上下山線	12	1,270	廃止	町決定
⑫	東北	3・5・4	上笹橋乙供山線	12	820	廃止	町決定
⑬	東北	3・5・5	ほとけ沢柳沢線	12	1,980	廃止	町決定
⑭	東北	3・5・6	柳沢線	12	870	廃止	町決定

見直し対象路線(上北地区全体)



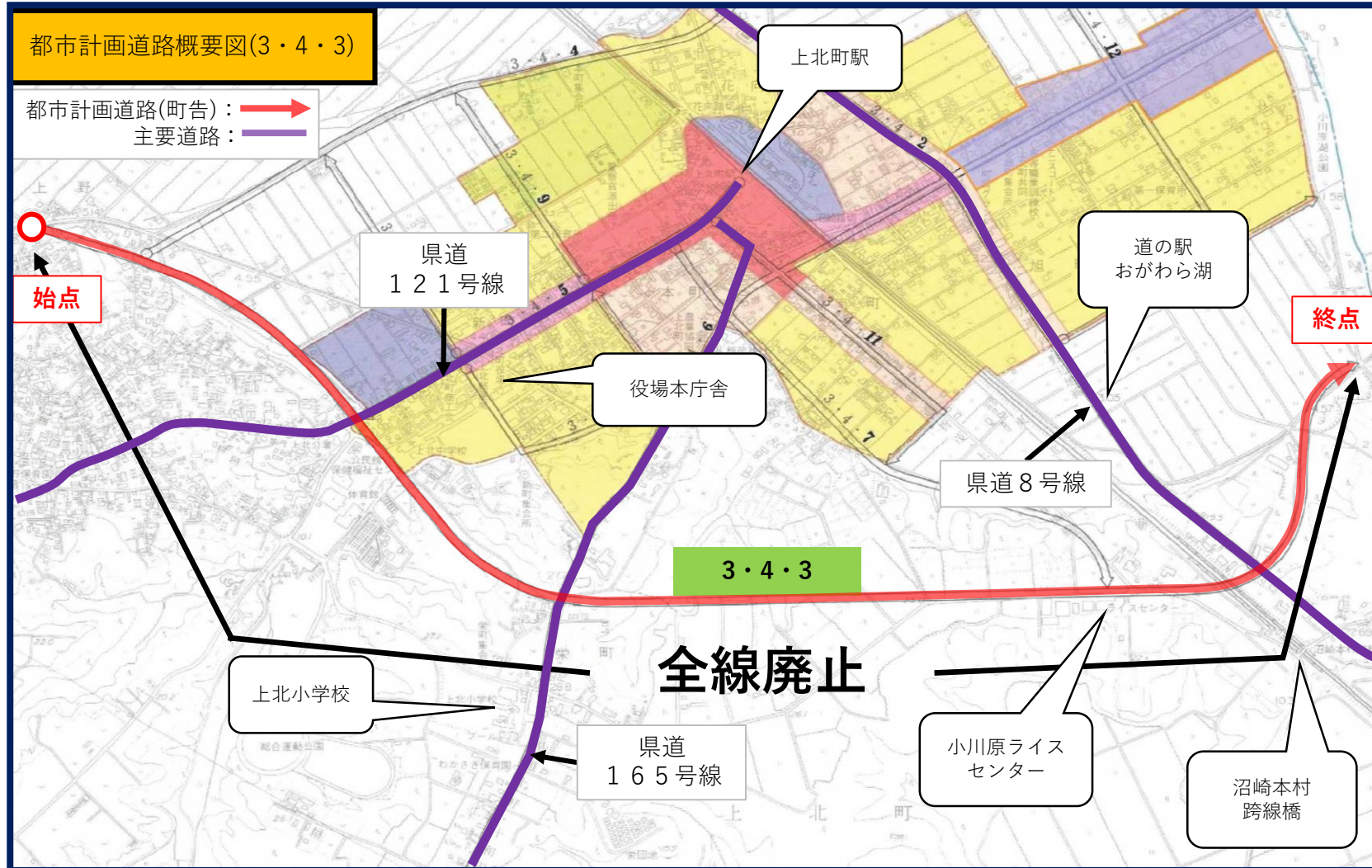
路線番号	路線名	幅員(m)	延長(m)	方針
3・4・2	本村花向町線	19.5	2,670	継続
3・4・3	上野小川原湖公園線	19.5	3,900	廃止
3・4・4	上野花切川線	17.0	2,750	廃止
3・4・5	駅前通線	20.0	1,090	継続
3・4・6	栄町旭町中央線	17.0	3,110	継続
3・4・7	本町山添線	17.0	1,420	廃止
3・4・8	新町筏堰線	16.0	1,420	廃止
3・4・9	本町三番谷地線	16.0	570	廃止
3・4・10	新町線	16.0	930	廃止
3・4・11	南町中央線	16.0	930	廃止
3・4・12	花切川旭町線	16.0	1,070	廃止
3・4・13	小川原湖公園線	16.0	720	廃止
1・3・1	上北天間林線	23.5	17,680	

見直し対象路線

廃止路線の説明



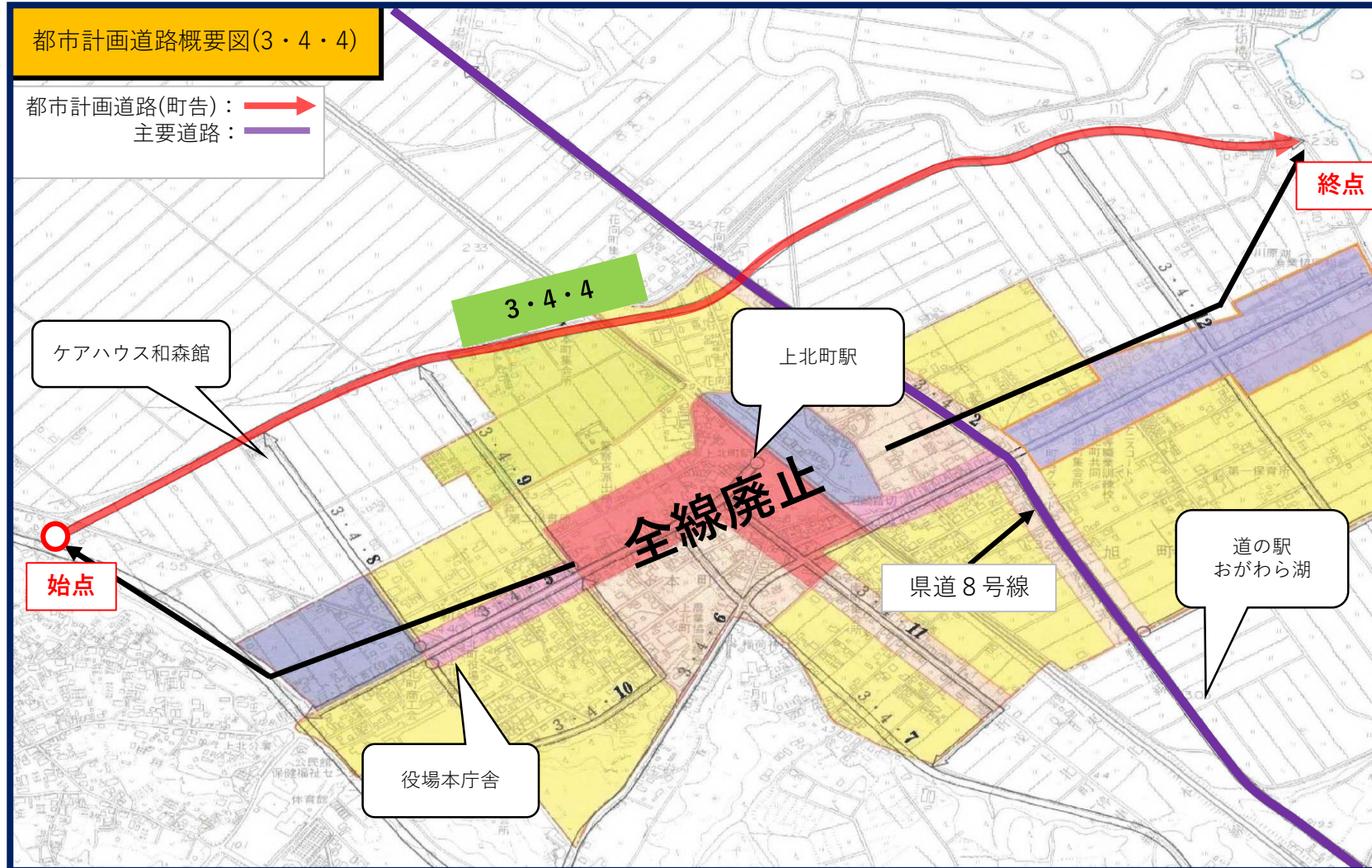
① 3・4・3上野小川原湖公園線 (幅員19.5m 延長3,900m 地表式)



廃止路線の説明



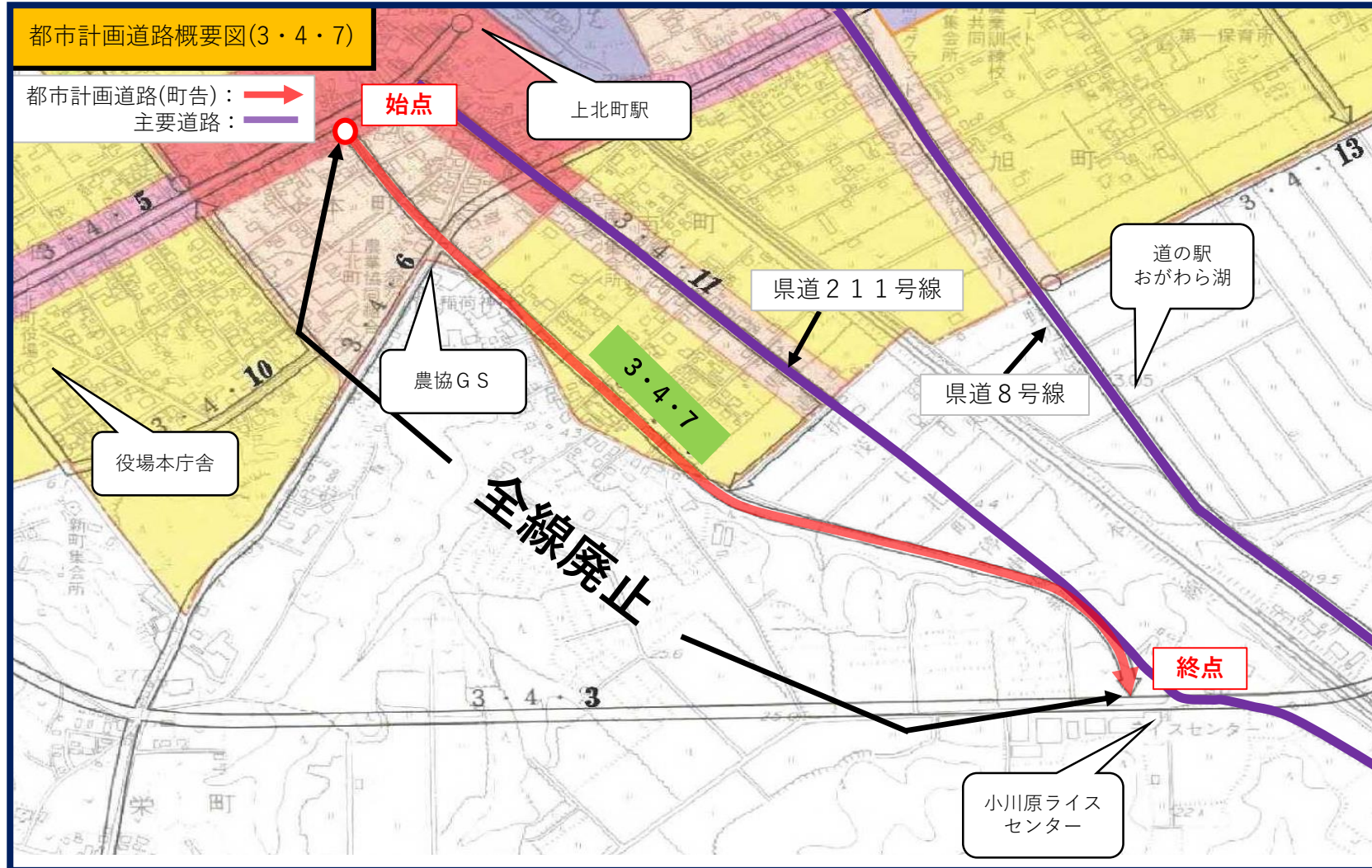
② 3・4・4上野花切川線 (幅員17m 延長2,700m 地表式)



廃止路線の説明



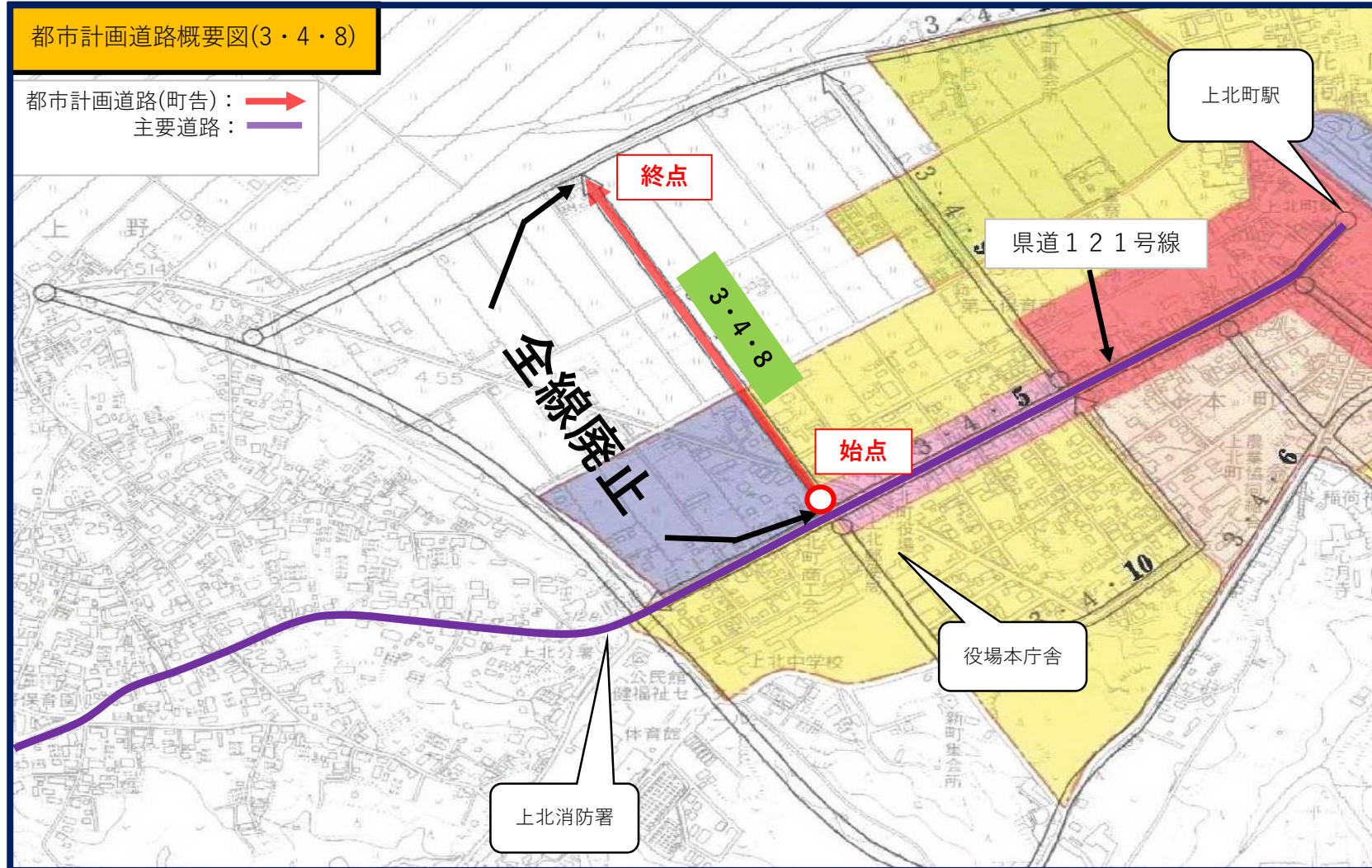
③ 3・4・7本町山添線 (幅員17m 延長1,420m 地表式)



廃止路線の説明



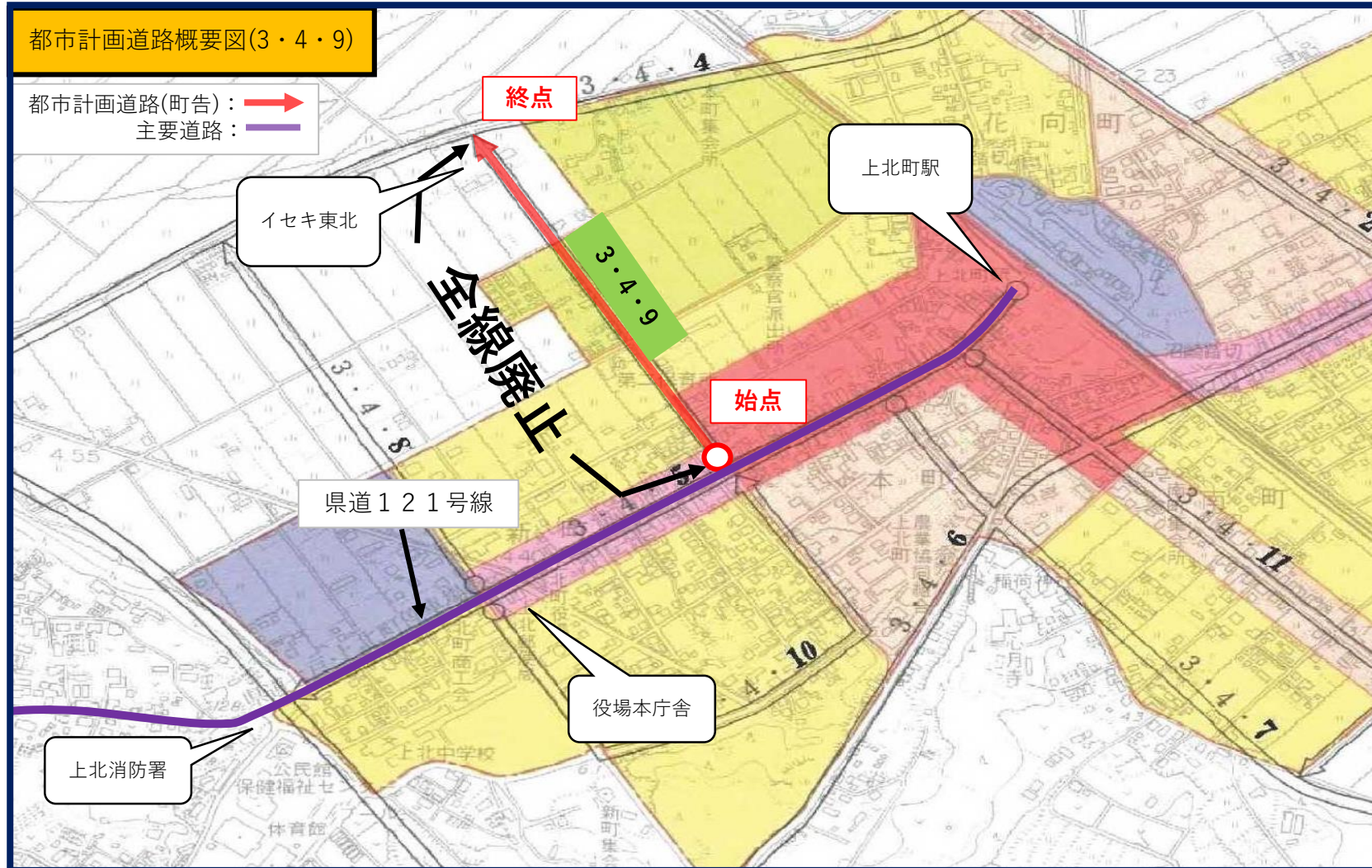
④ 3・4・8新町筏堰線 (幅員16m 延長1,420m 地表式)



廃止路線の説明



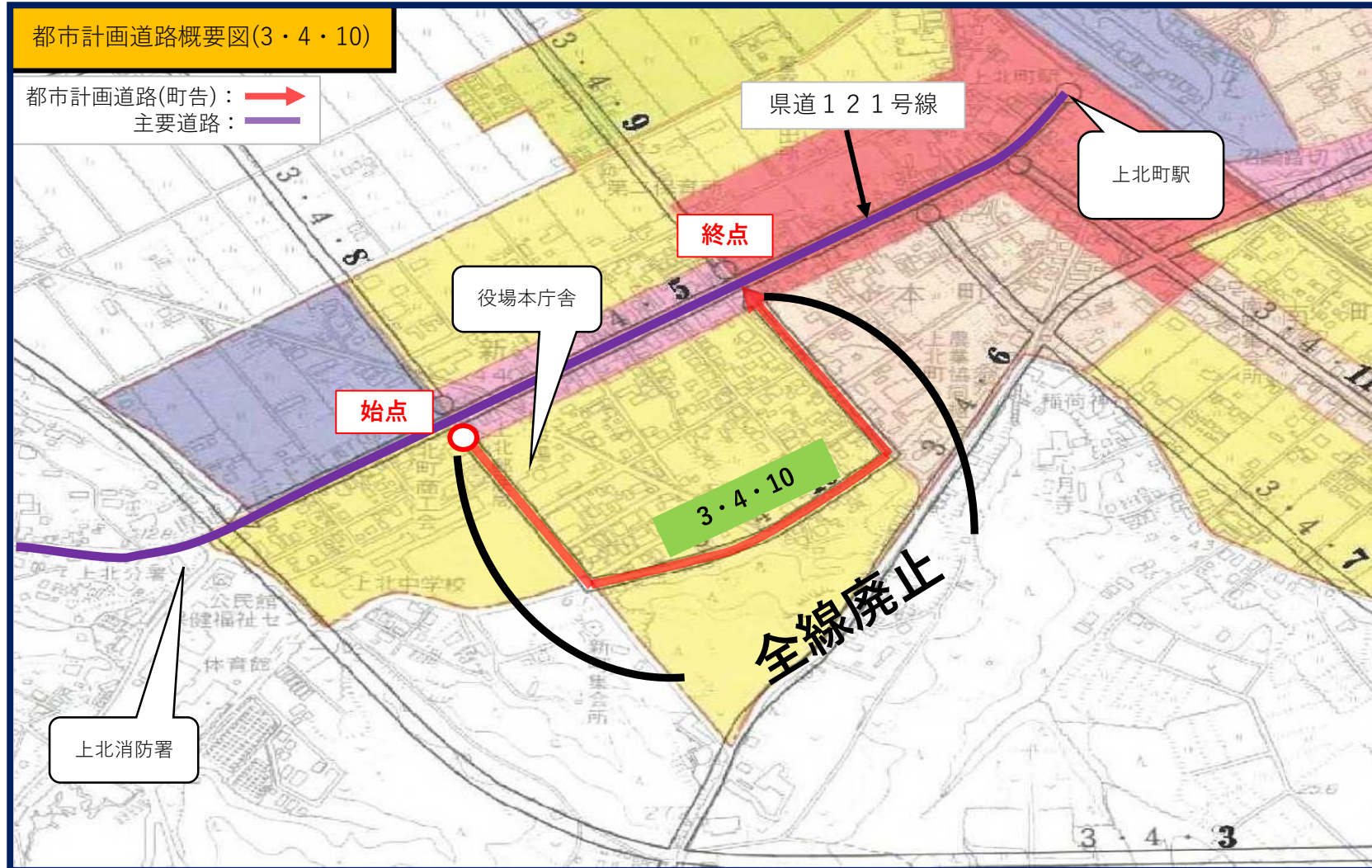
⑤ 3・4・9本町三番谷地線 (幅員16m 延長570m 地表式)



廃止路線の説明(3・4・10新町線)



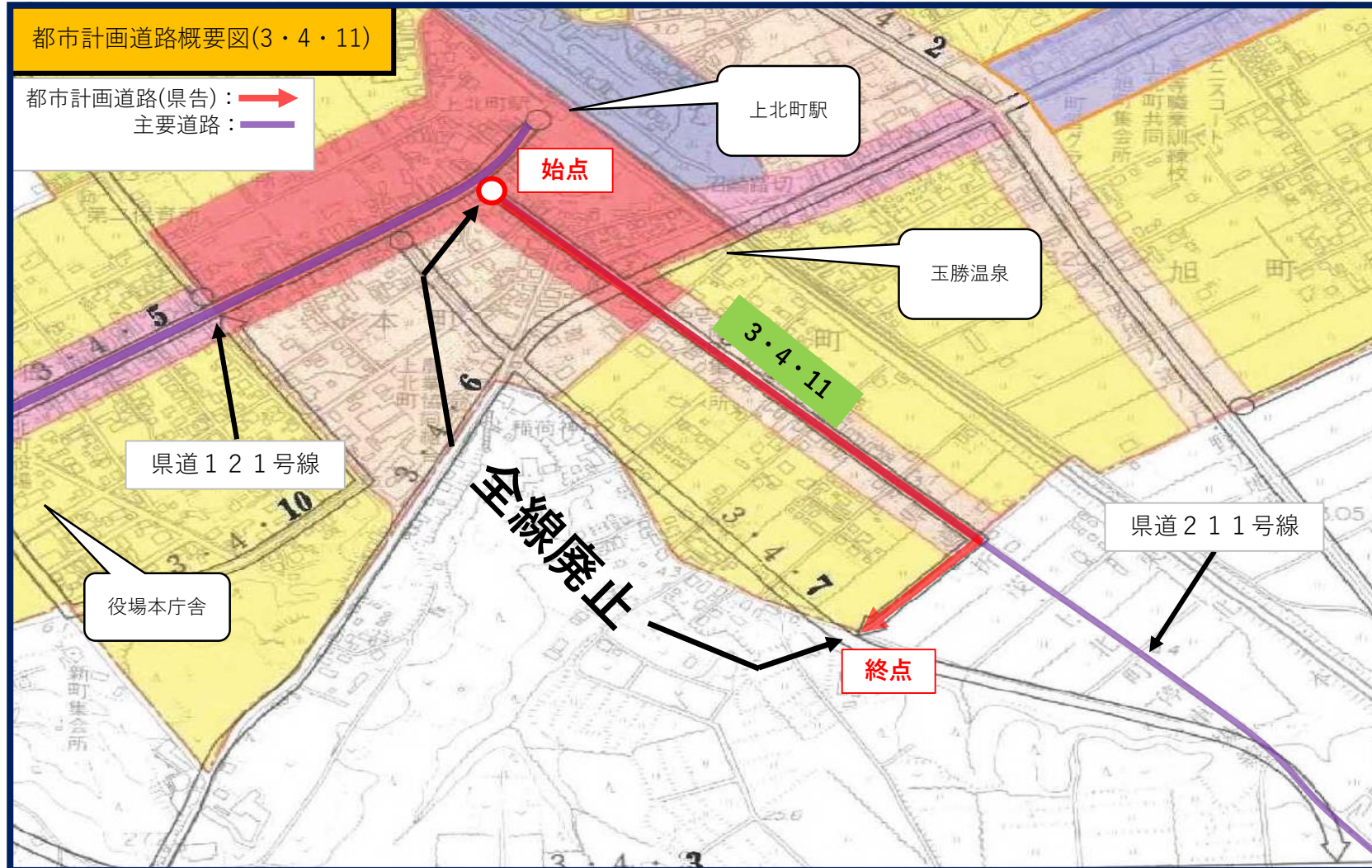
⑥ 3・4・10新町線 (幅員16m 延長930m 地表式)



廃止路線の説明



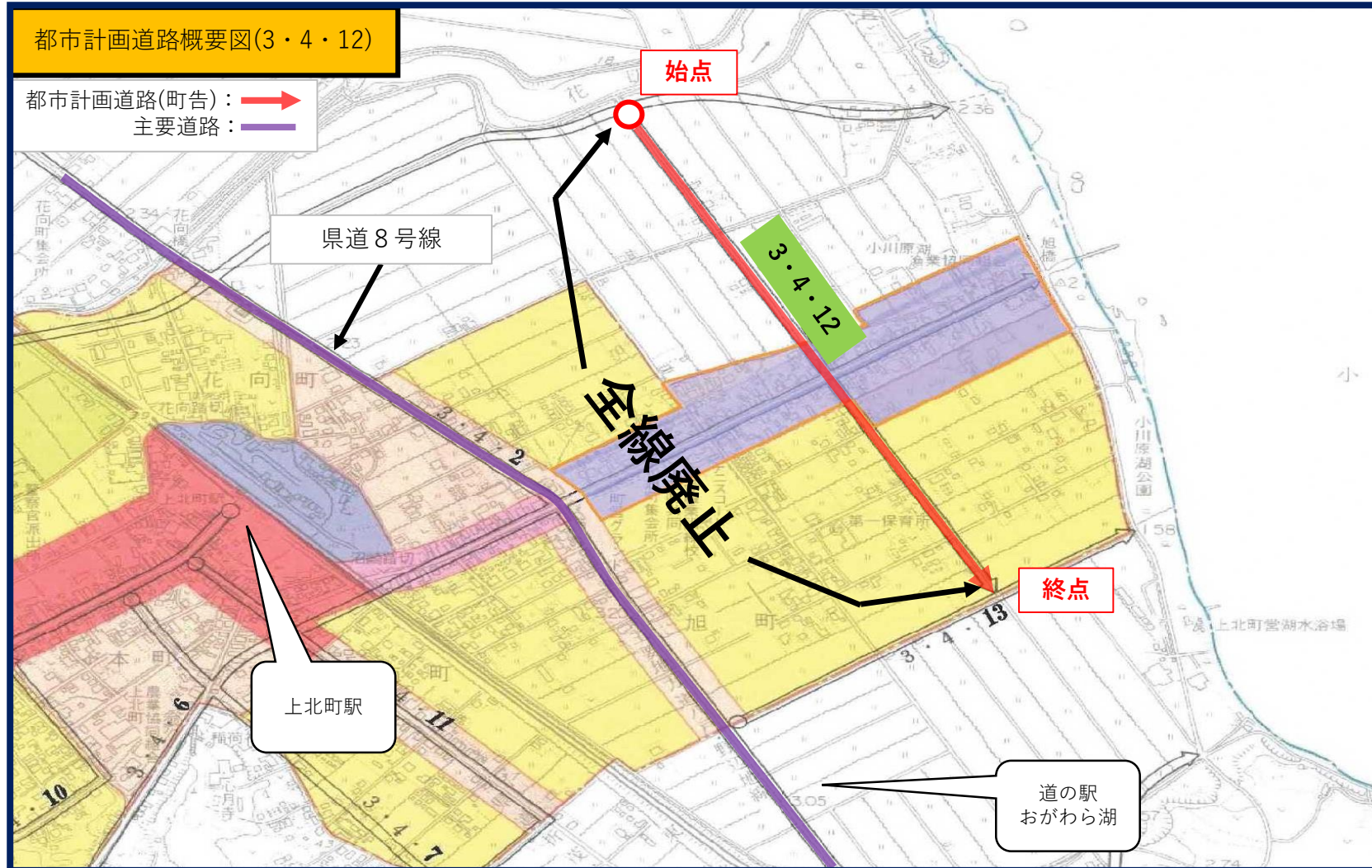
⑦ 3・4・11南町中央線 (幅員16m 延長930m 地表式)



廃止路線の説明



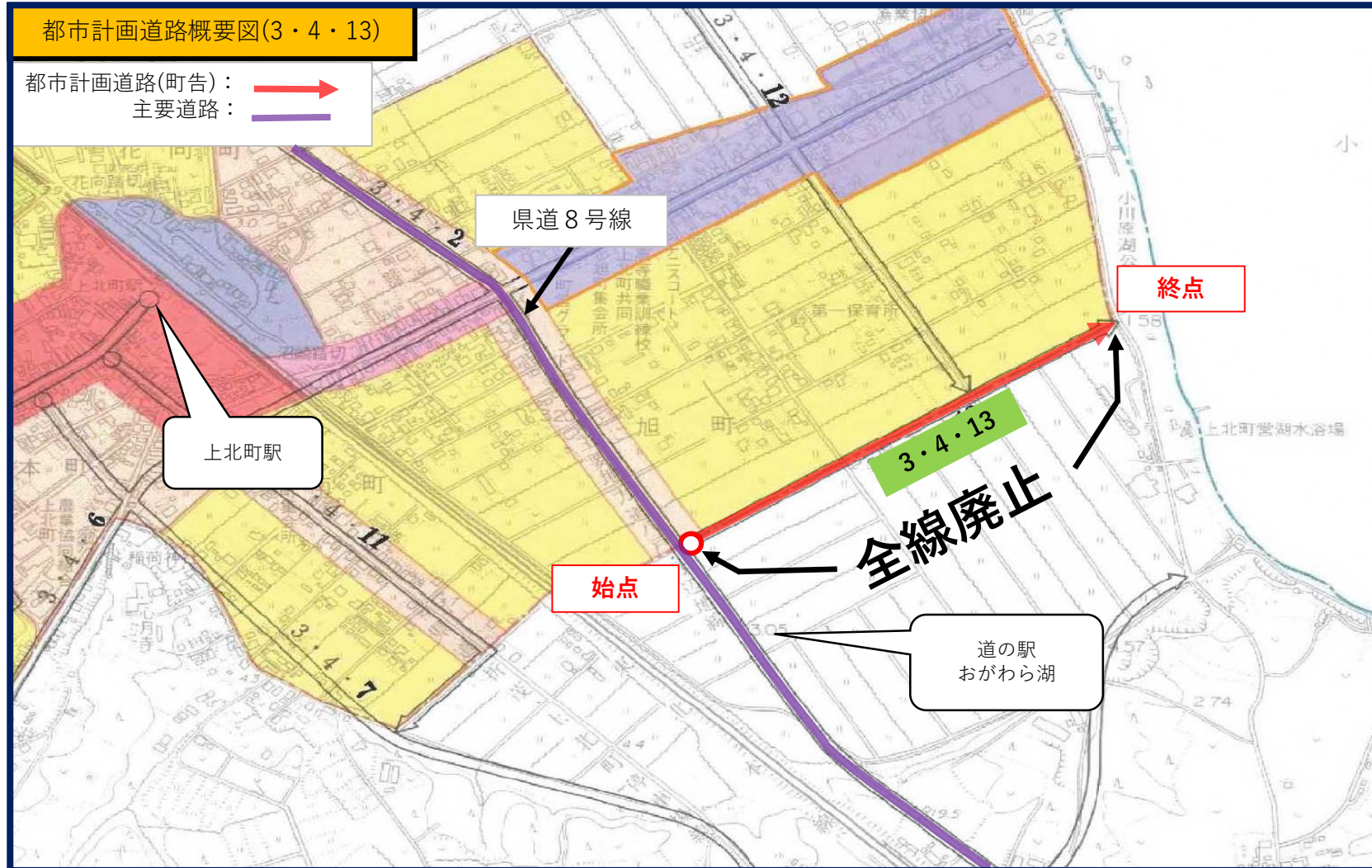
⑧ 3・4・12花切川旭町線 (幅員16m 延長1,070m 地表式)



廃止路線の説明

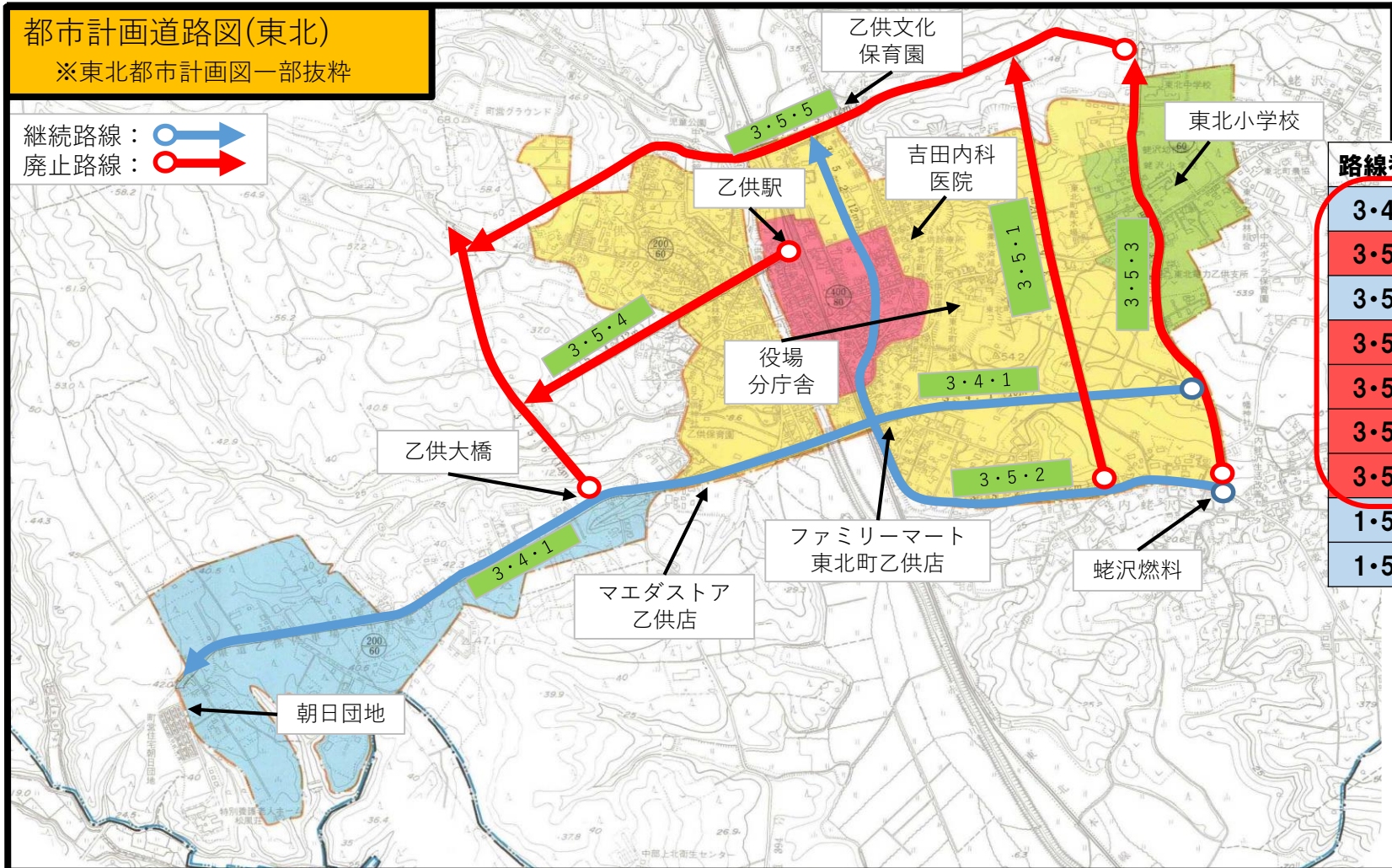


⑨ 3・4・13小川原湖公園線 (幅員16m 延長720m 地表式)





見直し対象路線(東北地区全体)



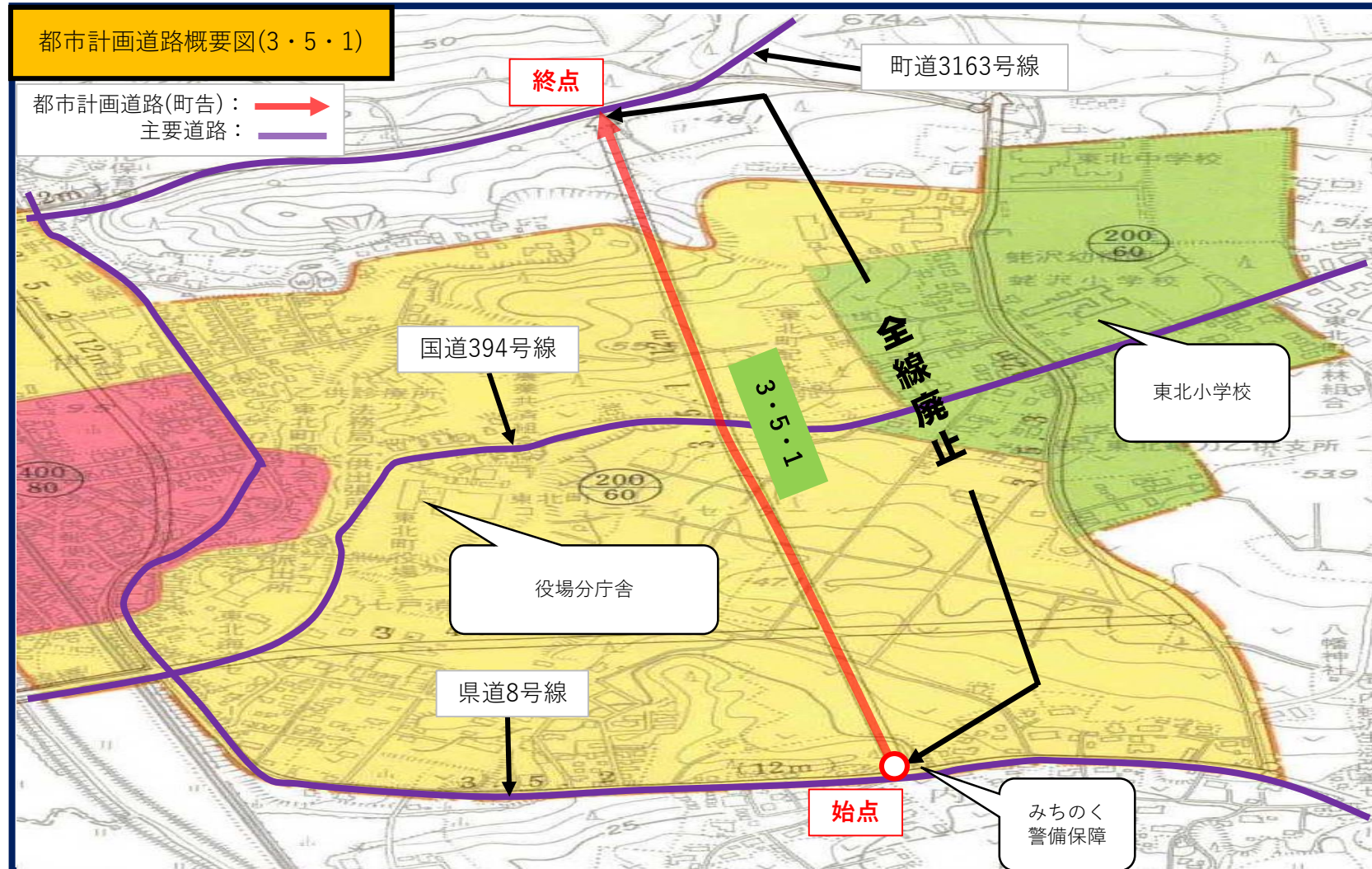
路線番号	路線名	幅員(m)	延長(m)	方針
3・4・1	内 姥 沢 道 ノ 上 柳 沢 線	16.0	2,910	継続
3・5・1	塔 ノ 沢 山 線	12.0	1,250	廃止
3・5・2	内 姥 沢 道 ノ 上 ほ と け 沢 線	12.0	1,950	継続
3・5・3	内 姥 沢 道 ノ 上 下 山 線	12.0	1,270	廃止
3・5・4	上 笹 橋 乙 供 山 線	12.0	820	廃止
3・5・5	ほ と け 沢 柳 沢 線	12.0	1,980	廃止
3・5・6	柳 沢 線	12.0	870	廃止
1・5・1	後 平 湯 田 平 線	13.5	6,530	
1・5・2	柳 平 線	13.5	1,900	

見直し対象路線

廃止路線の説明



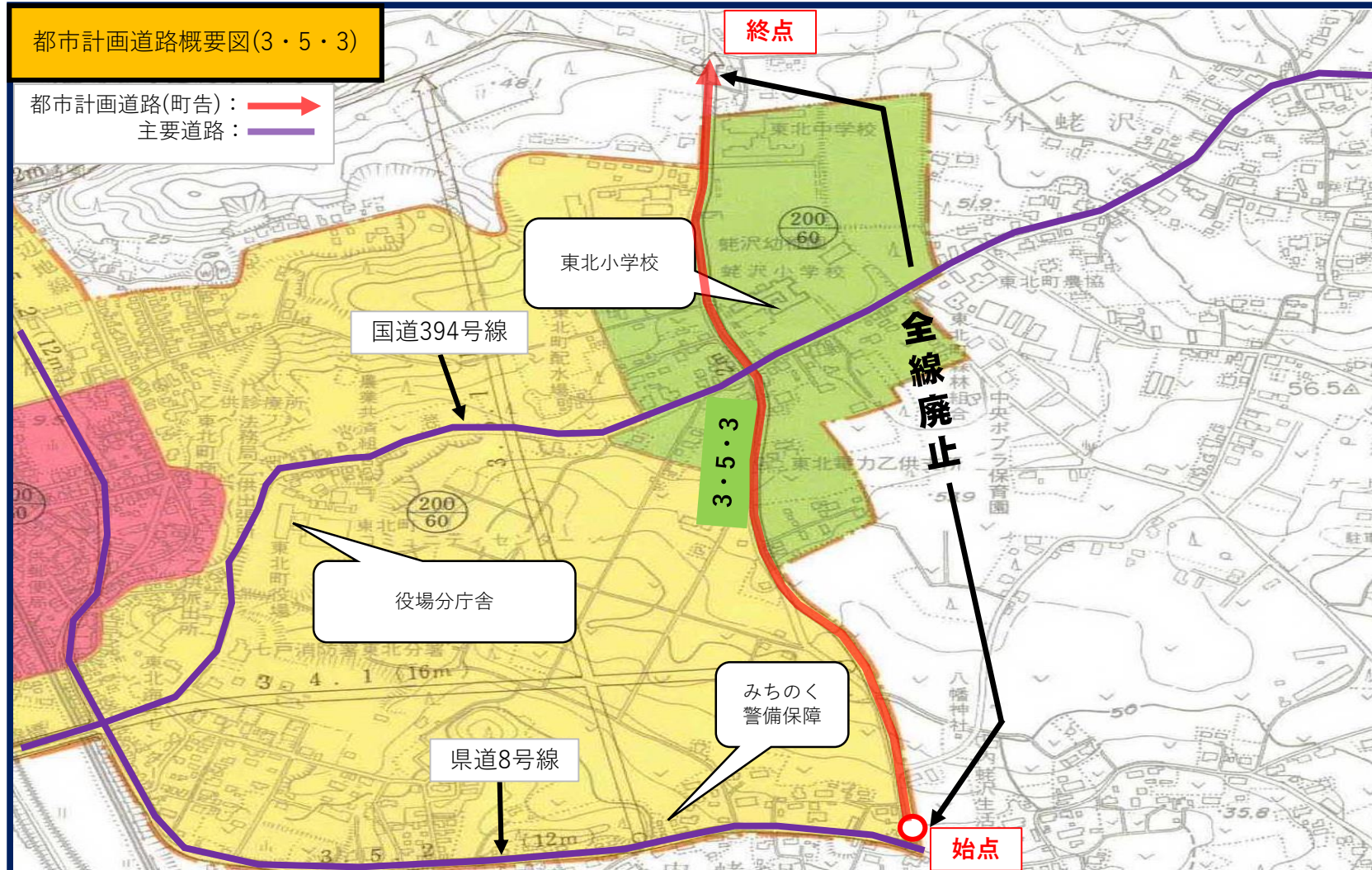
⑩ 3・5・1塔ノ沢山線 (幅員12m 延長1,250m 地表式)



廃止路線の説明



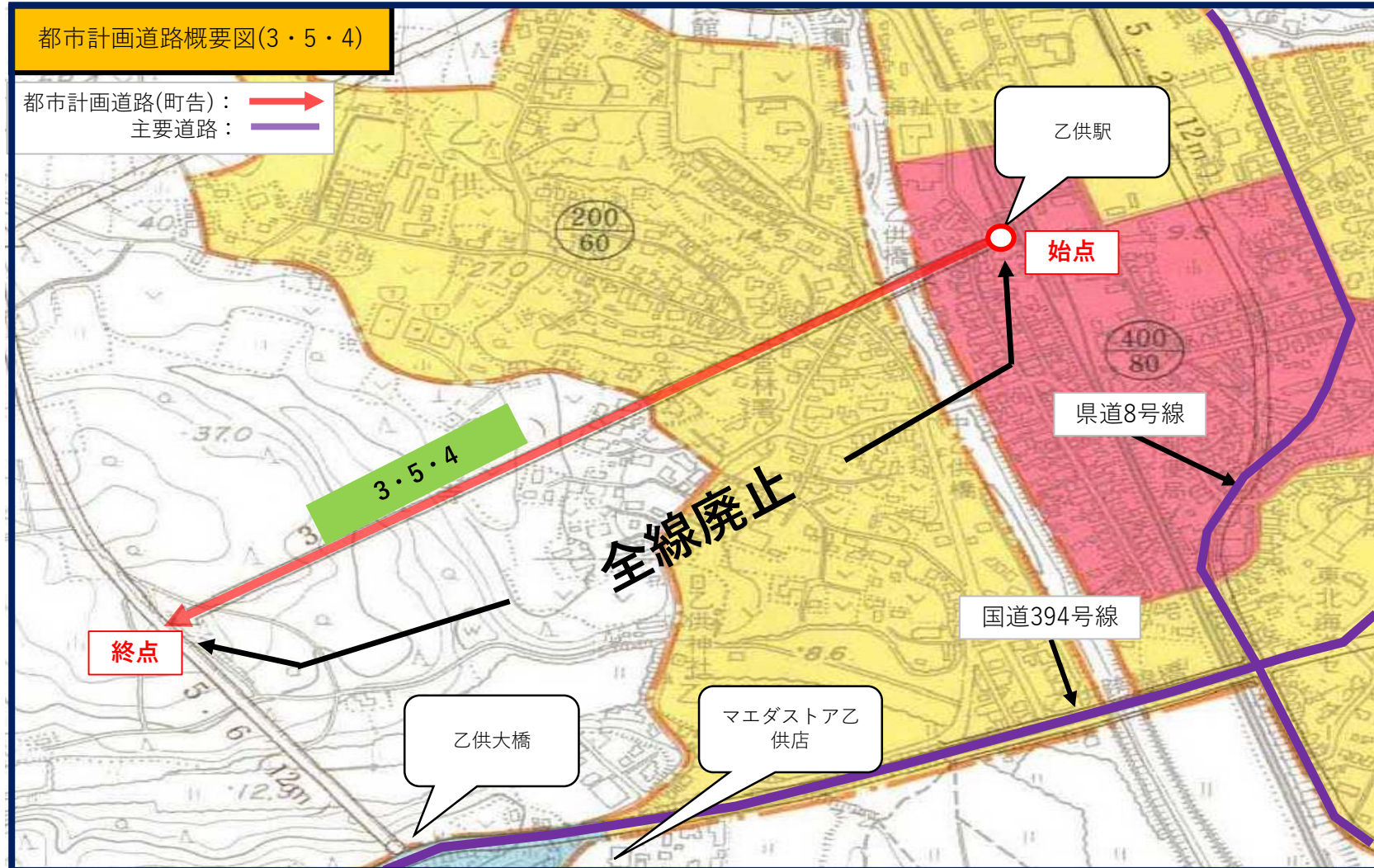
⑪ 3・5・3内姥沢道ノ上下山線 (幅員12m 延長1,270m 地表式)



廃止路線の説明



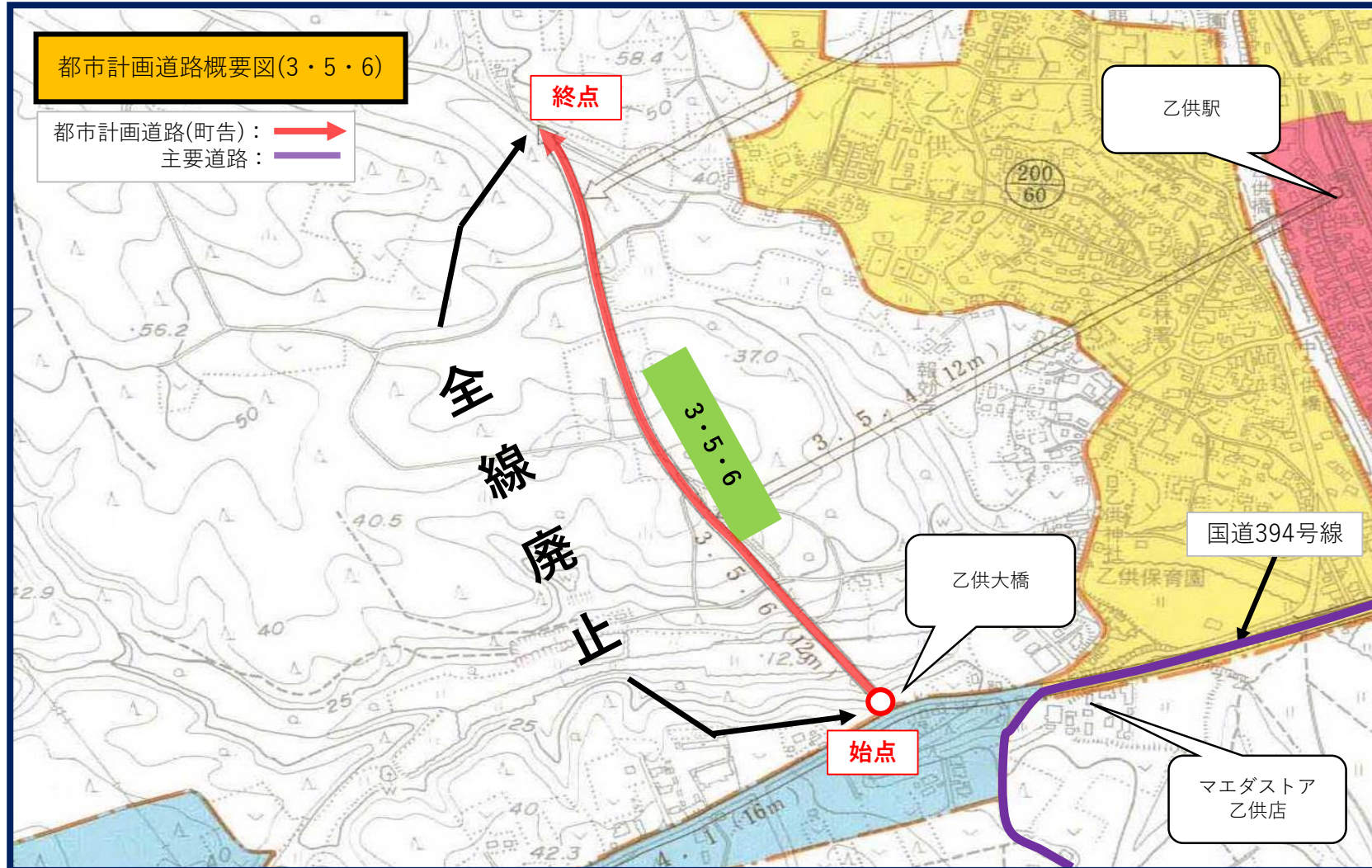
⑫ 3・5・4上笹橋乙供山線 (幅員12m 延長820m 地表式)



廃止路線の説明



⑭ 3・5・6柳沢線 (幅員12m 延長870m 地表式)



今後のスケジュール



10月6日(本日)

都市計画原案の説明会

10月7日～10月20日

原案の縦覧

閲覧場所

県庁都市計画課
東北町企画課

※午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)

原案に対して意見を述べたい場合、10月20日まで申出

11月1日

都市計画原案の公聴会

※申出がない場合は、公聴会は開催されません

公聴会の意見を参考に原案→案を作成

11月22日～12月5日(予定)

案の縦覧

閲覧場所

県庁都市計画課
東北町企画課

※案に対し、意見がある場合は、意見書を提出できます。

(意見は審議会で提示されます)

12月21日(予定)

青森県都市計画審議会 東北町都市計画審議会

○原案の縦覧

閲覧場所において、都市計画原案(今回変更する道路の総括図など)を見ることが可能です。

○公聴会

原案に対して、住民の皆様が意見を述べる場です。東北町在住であれば申出が可能です。公聴会の意見については、後日、回答します。

○案の縦覧

閲覧場所において、都市計画案(今回変更する道路の総括図など)を見ることが可能です。

○青森県(東北町)都市計画審議会

学識経験者等の第三者からなる審議会にて、都市計画の案について調査・審議し適切かどうか意見を知事(町長)に答申する。